

令和5年度 無人航空機操縦技能養成講座業務委託
入札説明書

静岡県が発注する、令和5年度 無人航空機操縦技能養成講座業務委託に係る一般競争入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年6月13日(火)

2 執行者 静岡県知事 川勝平太

3 担当部局 静岡県危機管理部危機対策課
〒420-8601
静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館4階
TEL 054-221-3593
FAX 054-221-3252

4 業務内容等

- (1) 入札番号 危対第1号
- (2) 業務名 令和5年度 無人航空機操縦技能養成講座業務委託
- (3) 業務内容 令和5年度 無人航空機操縦技能養成講座業務
- (4) 業務期間 契約日～令和5年11月17日(金)

5 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務委託に関する入札参加資格において「イベント」の営業種目について競争入札参加資格を有している者、又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立がなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 航空法第132条の50の規定により、国土交通省が登録した無人航空機操縦者技能証明の登録講習機関であること。

(7) 無人航空機操縦技能の講習機関として3年以上運営した実績を有する者であること。

(8) 過去3年以内に、国または地方公共団体に対して無人航空機の講習を実施した実績を有する者であること。

6 入札前に行う入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）及び宣誓書（様式第2号）を作成のうえ令和5年7月3日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書、宣誓書及び資料の提出は持参又は郵送とする。

(3) 提出された入札参加資格の確認結果は、令和5年7月10日（月）までに書面により通知する。

(4) 書類の提出先は上記3に同じ。

(5) その他

ア 申請書、宣誓書及び資料の作成並びに申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書、宣誓書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書、宣誓書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書、宣誓書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書、宣誓書及び資料は、公表しない。

カ 申請書、宣誓書及び資料に用いる言語は日本語とする。

キ 提出された申請書、宣誓書及び資料について、追加資料を求めることがある。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書（設計書）に対する質問がある場合は、次に従い書面（任意様式）により提出すること。

ア 提出期間

令和5年6月23日（金）午後5時まで

イ 受付場所

上記3に同じ。

ウ その他

質問に対する回答は、令和5年6月30日（金）までに書面により回答する。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり縦覧に供する。

ア 縦覧期間

令和5年7月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 縦覧場所

上記3に同じ。

8 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、本入札説明書の他、別添契約書案及び委託要領等を熟覧の上入札しなければならない。

この場合において、当該設計図書（設計書）について疑義がある場合は、上記7のとおり説明を求めることができる。

ただし、入札後設計図書について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、様式第4号による入札書を直接に提出しなければならない。

郵送、電話、電報、ファックスその他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。

(4) 入札の執行日時等は、次のとおりとする。

令和5年7月11日（火）午前10時30分

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館5階危機管理センター（西側フロア）

(5) 入札参加者又はその代理人は、入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。

ア 入札番号

イ 業務名

ウ 業務場所

エ 入札金額

オ 入札年月日

カ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

キ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）。

なお、代理人は入札権限に関する様式第5号の委任状を提出すること。

- (6) 入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「危対第1号 7月11日入札・開札 令和5年度 無人航空機操縦技能養成講座業務委託の入札書 在中」と記載しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (9) 入札金額は、当該業務の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等に要する一切の経費を含めるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (6) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人がした者の入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

12 契約書の作成

- (1) 落札者は、令和5年7月14日（金）までに契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 その他

- (1) 入札参加者は、契約書案を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 入札後、契約書等について不知又は不明を理由等して異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- (6) その他詳細不明の点については、静岡県危機管理部危機対策課（054-221-3593）に照会すること。
- (5) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。